

小田原市基準緩和訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A 2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2（※1）	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ） 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	996	1月につき	
A 2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	33	1日につき	
A 2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2（※2）	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ） 事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1,960	1月につき	
A 2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	64	1日につき	
A 2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2（※3）	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ） 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	2,948	1月につき	
A 2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	97	1日につき	
A 2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2（※4）	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ） 事業対象者・要支援1・2（週1回程度） ※1月の中で全部で4回まで	227	1回につき	
A 2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2（※5）	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ） 事業対象者・要支援1・2（週2回程度） ※1月の中で全部で8回まで	227	1回につき	
A 2	2631	訪問型独自サービスⅥ／2（※6）	ヘ 訪問型サービス（独自）（Ⅵ） 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） ※1月の中で全部で12回まで	227	1回につき	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A 2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ト 初回加算	200単位加算	200	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	

（※1）週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

（※2）週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

（※3）週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用。

（※4）週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が5回/月を超える場合は、「1121（996単位）」を使用。

（※5）週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1221（1,960単位）」を使用。

（※6）週2回を超える利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1331（2,948単位）」を使用。